

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 (傍線部分は改正部分)
 ○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百二号)

改正案	現行
<p>(第一種特定化学物質)</p> <p>第一条(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「法」という。))第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。</p> <p>一〇十三 (略)</p> <p>十四 二・二・二トリクロロ一(二一クロロフェニル)一一(四一クロロフェニル)エタノール又は二・二・二トリクロロ一・一ビス(四一クロロフェニル)エタノール(別名ケルセン又はジコホル)</p> <p>十五〇三十三 (略)</p> <p>三十四 ペルフルオロオクタン酸(別名PFOA。以下「PFOA」という。)又はその塩</p> <p>(第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品)</p> <p>第七条 法第二十四条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品(日本国内において生産される同種の製品により代替することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。)とする。</p>	<p>(第一種特定化学物質)</p> <p>第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「法」という。))第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。</p> <p>一〇十三 (略)</p> <p>十四 二・二・二トリクロロ一・一ビス(四一クロロフェニル)エタノール(別名ケルセン又はジコホル)</p> <p>十五〇三十三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品)</p> <p>第七条 法第二十四条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品(日本国内において生産される同種の製品により代替することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。)とする。</p>

第一種特定化学物質	製品	(略)	(略)	<p>十六 ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が十から十三までのものであつて、塩素の含有量が全重量の四十八パーセントを超えるものに限る。）</p>	<p>一 (略) 二 生地に防炎性能を与えるための調整添加剤 三 六 (略)</p>	<p>十七 デカブロモジフェニルエーテル</p>	<p>一 (略) 二 生地、樹脂又はゴムに防炎性能を与えるための調整添加剤 三 六 (略)</p>	<p>十八 PFOA又はその塩</p>	<p>一 耐水性能又は耐油性能を与えるための処理をした紙 二 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 三 洗浄剤</p>
-----------	----	-----	-----	---	--	--------------------------	---	---------------------	---

第一種特定化学物質	製品	(略)	(略)	<p>十六 ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が十から十三までのものであつて、塩素の含有量が全重量の四十八パーセントを超えるものに限る。）</p>	<p>一 (略) 二 生地に防炎性能を与えるための調整添加剤 三 六 (略)</p>	<p>十七 デカブロモジフェニルエーテル</p>	<p>一 (略) 二 生地、樹脂又はゴムに防炎性能を与えるための調整添加剤 三 六 (略)</p>	(新設)	(新設)
-----------	----	-----	-----	---	--	--------------------------	---	------	------

<p>第一種特定化学物質</p>	<p>製品</p>	<p>3 法第二十八条第二項の政令で定める製品は、当分の間、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる製品とする。</p> <p>1・2 附則 (経過措置)</p>	<p>四 半導体の製造に使用する反射防止剤</p> <p>五 塗料及びワニス</p> <p>六 はつ水剤及びはつ油剤</p> <p>七 接着剤及びシーリング用の充填料</p> <p>八 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤</p> <p>九 トナー</p> <p>十 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服</p> <p>十一 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物</p> <p>十二 床用ワックス</p> <p>十三 業務用写真フィルム</p>
------------------	-----------	--	--

<p>第一種特定化学物質</p>	<p>製品</p>	<p>3 法第二十八条第二項の政令で定める製品は、当分の間、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる製品とする。</p> <p>1・2 附則 (経過措置)</p>	
------------------	-----------	--	--

塩	PFOA又はその	塩	PFOA又はその
薬剤	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火	薬剤	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火

(新設)	(新設)	塩	PFOA又はその
(新設)	(新設)	薬剤	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火